

# 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針



令和元年度～令和5年度

新潟県村上市

## 森林環境譲与税の活用に向けた基本方針

～当面5年間（R1～R5）の考え方～

本市は、117,426k㎡という広大な面積の中に豊かな自然を有しており、市の重要な産業である農業や林業と合わせて緑豊かな土地が大部分を構成しています。総面積の約85%が森林であり、そのうち民有林人工林は約18,500haあります。市では、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に向けて、これまで国及び新潟県の森林整備事業予算や市単独予算などにより森林整備を進めてきました。

市内の森林は、戦後や高度成長期に植栽されたスギなどの人工林が大きく育ち、木材として利用可能な時期を迎えようとしています。長期的な林業の低迷や森林所有者の世代交代等により森林所有者の森林への関心が薄れ、適切に管理されていない人工林も多く、伐採後に植林されないことなどが問題となっています。

このため、本市では国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用して、次の方針に基づき、適切な森林整備やその促進につながる取組を計画的かつ効果的に進めます。

### 1 森林整備の推進

本市の民有林では、森林経営計画を作成し、所有者自らが整備を進めている森林は約4割（全国：3割）を占めており、計画的な森林の整備が進められています。このため、一部の整備が行き届かない森林の所有者に対しては、市や意欲と能力のある林業経営者などに森林の経営・管理を委ねるよう働きかけるとともに、経営計画を作成している森林については、森林環境譲与税を活用して森林の整備を一層推進し、地球温暖化や山地災害の防止に貢献する森林整備を推進します。



## 2 人材育成・担い手確保

市内で森林整備事業等を実施し、認定事業者として登録している事業者は9社ありますが、就業者の高齢化が進むとともに、新規就業者の確保が難しい状況にあります。このため、地域の関係者と連携を図りながら、新規就業者の確保や通年雇用化の促進、就業環境の改善など、林業就業者の安定確保に向けた取組を進めます。



## 3 木材利用の促進

市内のスギなどの人工林資源は利用期を迎えており、スギ材の利活用が課題となっています。このため、市内の公共施設等の木造化・木質化を進めるとともに、地域住民への木材利用に対する理解の促進を図るため、講演会の実施やホームページ等を活用して木材利用のPRと普及を促進します。

また、市内の乳児に対して木製玩具の配布やイベント等において木製品を配付することにより、市民に木材製品の良さを伝え木材利用の推進を図ります。



#### 4 普及啓発

土砂災害の防止など森林の果たす役割や森林整備の必要性などについて、地域住民の理解を図るため、森林環境教育や植樹活動のほかに木育インストラクターの養成など、市産材を活用した木育活動などを進めます。

#### 5 基金の設置

国から譲与される森林環境譲与税を有効に活用するため、必要に応じて、基金として積み立て、森林整備等に活用します。

<お問い合わせ先>

村上市農林水産課林業水産振興室

〒958-8501 新潟県村上市三之町1番1号

TEL：0254-53-3368 FAX：0254-53-3840

E-mail：nosui-r@city.murakami.lg.jp